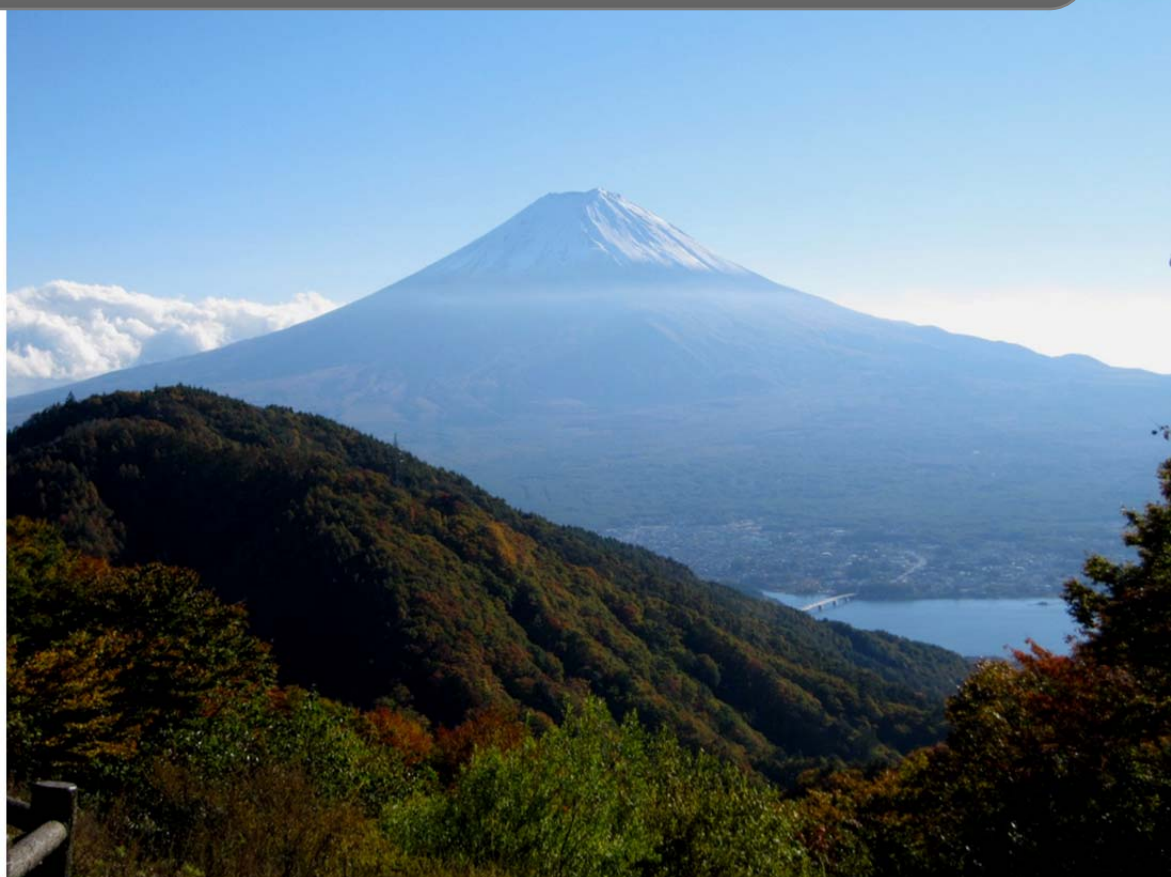


# 公共眺望ポイント 整備ガイドライン



山梨県

県土整備部 美しい県土づくり推進室



## はじめに

「美しい景観」は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、また、観光の促進にも大きく寄与するものであります。

山梨県は、「山の景」、「水の景」、「農の景」、「街の景」等、多様な「景」があり、また、それぞれの「景」が融合し、豊かで美しい「やまなしらしい大観」を形成しています。

それらは、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、県民の地域に対する愛着やふるさと意識を育む役割も担っています。

しかし、見る対象（視対象）がどんなに美しいものでも見る場所がなければ「景観」は成り立ちません。これら美しい「景」を体感することのできる場所を確保し、提供することは重要です。

また、提供するだけでなく、眺望をゆったりと満喫できる状態に維持管理していくことはとても重要なこととなります。



## — 目次 —

1	目的	_____	P 1
2	注意事項	_____	P 1
3	要件	_____	P 1
4	用語	_____	P 2
5	箇所の発掘	_____	P 4
	(1)	視対象が1番美しく見える箇所	_____ P 4
	(2)	歴史的背景、文化的背景等がある箇所	_____ P 5
6	整備方法	_____	P 6
	(1)	敷地	_____ P 6
	(2)	柵	_____ P 6
	(3)	眺望ベンチ	_____ P 8
	(4)	眺望のための上屋	_____ P 8
	(5)	眺望説明看板	_____ P 9
	(6)	駐車場	_____ P 9
	(7)	眺望ポイントを示す名称看板	_____ P10
	(8)	眺望ポイントまで誘導する看板、施設案内図	_____ P11
	(9)	その他の看板	_____ P11
	(10)	休憩のためのベンチや上屋、トイレ等	_____ P12
	(11)	照明設備	_____ P12
	(12)	管理銘板	_____ P12
7	眺望視野内における施設等の周辺調和と美観向上	_____	P13
	(1)	電線	_____ P13
	(2)	ガードレール・ガードパイプ	_____ P14
	(3)	構造物（設備含む）	_____ P14
	(4)	仮設物	_____ P14
8	維持管理	_____	P15
	(1)	樹木	_____ P15
	(2)	安全面	_____ P15
	(3)	ベンチ	_____ P15
	(4)	看板類	_____ P16
	(5)	その他	_____ P16
9	広報	_____	P17
10	相談窓口	_____	P17

参考資料1（ピクトグラムについて）

参考資料2（既存公共眺望ポイントの改善事例集）

# 1 目的

山梨県には美しい「景」がたくさんあります。しかし、美しい「景」は見るができなければ意味がありません。見るもの（視対象）を操作することは難しいですが、見る場所（眺望ポイント）を操作することは比較的容易です。見る場所を良くし、美しい眺望を生かしていくことは重要です。

しかし、これまで県内各地で多数の眺望箇所の整備が行われてきましたが、整備後においては周辺状況の変化や見る場所の維持管理の不備により、美しい眺望が確保されていないところが多々見受けられます。

このガイドラインは、そのような状況の場所を再生し、美しい「景」を美しく見せるだけでなく、見る場所についても美しい「景」の感動を損なうことのないようにするためのものです。

なお、本ガイドラインでは、シーン景観（視点が固定されている透視図的な眺め）を対象としており、自動車等からの眺めのように、視点を移動させながら次々と移り変わっていく眺めは対象としていません。

また、現にあるもののみならず、眺望ポイントを新設することも大変重要なことであり、その場合においても一定の指針となるようにしたものです。

整備後においては、適切な維持管理を行い、いつまでも美しい眺望が楽しめるようにしてください。

## 2 注意事項

このガイドラインを活用するにあたり、次のことを注意してください。

- ① 眺望ポイントの整備は、その箇所の地理的、地形的な状況や周辺状況、歴史的、文化的背景等の様々な要素が関係してくるので、箇所毎に整備方法は異なってきます。  
実際の整備にあたっては、このガイドラインで示す内容・写真等はあくまでも参考とし、その箇所の実情に合った整備方法を熟慮して計画、実施してください。
- ② このガイドラインに示す内容が、眺望（景観）の考え方の全てではありません。景観意識の高まり、景観に対するニーズ等により、このガイドラインの内容を逐次変更していく予定でいます。

## 3 要件

このガイドラインにおける「公共眺望ポイント」とは、次の全ての事項に該当するものとしします。

- (1) 県・市町村が管理する場所。
- (2) 眺望できる景観が美しいこと。
- (3) 人が留まって、安全かつ安心して自由に周囲の景観を眺めることができる場所。
- (4) 眺望する場所が特定できること。

## 4 用語

### 眺望ポイント

人が視対象を見わたす場所をいいます。

### 視対象

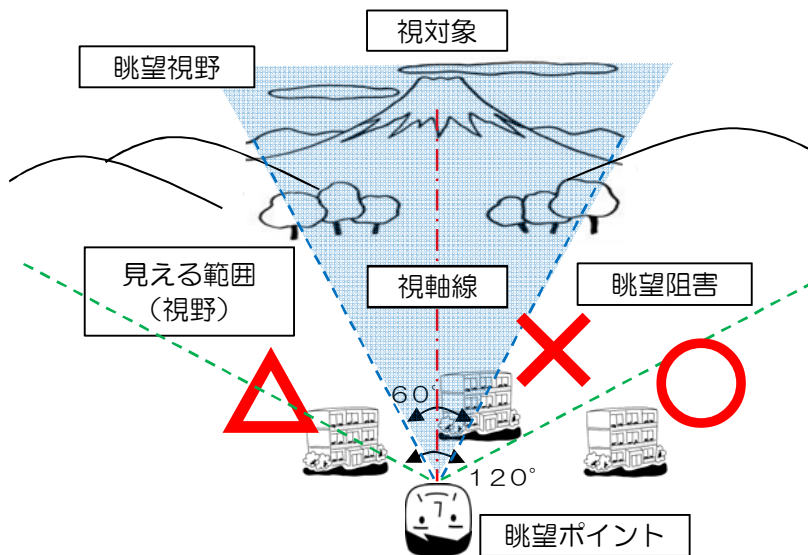
見る対象、見ようとする対象をいいます。視対象は単体の場合もありますが複合的に構成されている場合もあります。

### 眺望視野

眺望ポイントから見る範囲、見られる対象となる空間をいいます。

### 眺望阻害

眺望ポイントから視対象を見るときに阻害される物件や施設等がある状態のことをいいます。なお、視対象の全部又は一部が直接見えなくなる場合と、視対象は見えるが見やすい状態でない場合とがあります。



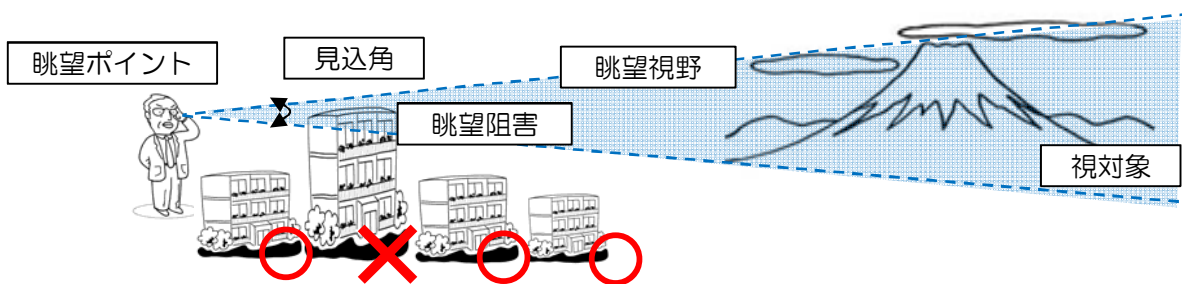
青色部分：眺望視野

建物で×があるもの：眺望阻害

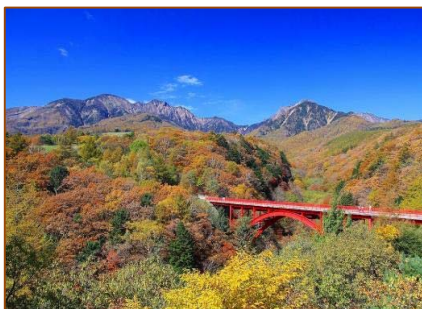
建物で△があるもの：視野内にあるので影響はあり（眺望阻害ではない）

建物で○があるもの：視野外にあるので影響なし

※眺望視野内にあっても、眺望阻害とならないものもある（図参照）。



建物で×があるもの：眺望阻害



視対象は後方の山（ハケ岳）ですが、赤い橋（人工物）も良い眺望の要素を持っている。このように、人工物等でも眺望阻害にならず、そのもの自体が視対象となりうる場合もあります。

視対象：「ハケ岳」と「赤い橋」



視対象である富士山（赤色部分）が看板によって眺望阻害されている例。



視対象である富士山が樹木の枝の眺望阻害によって美しく見えない例。

### 眺望施設

眺望のためのベンチ（以下「眺望ベンチ」）や上屋、視対象を説明している看板（以下「眺望説明看板」）等、眺望を目的として設置されたものをいいます。



眺望ベンチの例



眺望説明看板の例

### その他施設

眺望ポイントを示す名称看板、眺望ポイントまで誘導する看板、施設案内図、柵、駐車場、休憩のためのベンチや上屋、トイレ等で眺望施設でないものをいいます。



眺望ポイントを示す名称看板の例



休憩のためのベンチや上屋の例。眺望ベンチ（青枠）とは別に設置されています。

## 5 箇所の発掘

新たに眺望ポイントを設けようとするときには、地域住民や観光客、写真家等への調査を行う等、一般の人達と一緒に発掘するようにします。そうすれば、愛着等が生まれ、住民等による十分な維持管理も望めるので良い眺望ポイントになります。その上で、次の項目を満足するような箇所とします。

なお、既存公共眺望ポイントにおいても、眺望ポイントを変える場合においては、同様とします。

### (1) 視対象が1番美しく見える箇所

美しく見えるためには、「人が見たいものが見やすく見えること」が1番重要であります。それを判断するためには、次の4つの基本的な原則が参考になります。ここに示す数値はあくまでも目安ですが、優れた眺望ポイントにはこのような特徴があります。

#### ① 他のものに邪魔されていないこと（眺望阻害）。

視軸線の両側 $30^{\circ}$ の範囲内に眺望阻害物がない状況が良いとされています。眺望阻害物には人工物（土木建築物、看板、電線等）だけでなく、樹木等も含まれます。現状もそうですが、将来にわたっても眺望阻害を受けない箇所を発掘することが重要です。

なお、樹木においては、適切な維持管理ができる場合においては、眺望阻害となりません。

ただし、人工物や樹木等でそれ自体も視対象となりうるものについては、眺望阻害物にはなりません。（写真では塔が富士山の裾野を隠していますが、塔と富士山が重なることで美しい眺望をつくっています。）



富士山と忠霊塔

#### ② 見やすい大きさであること。

見やすい大きさは、見込角 $10^{\circ}$ 以上が必要です。ただし、複合的に構成されている「景」等もあるので大きさを考える際には注意が必要です。

また、単純に見込角によらない例として、富士山のように威厳があり、一般的に人々に大きいものというイメージがある場合では、見込角が $10^{\circ}$ 以下でも美しく見えます。

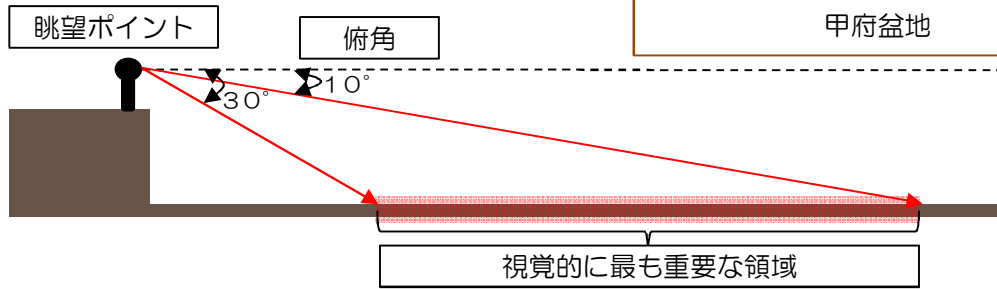


富士山（山中湖）

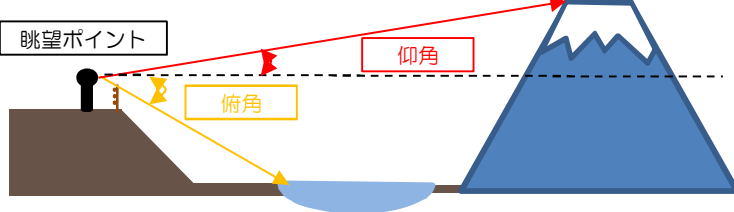


### ③ 見下ろしやすい角度であること。

甲府盆地を眺望するような「俯瞰景（見下ろす眺め）」の場合です。眺望するには俯角<sup>フカンケイ</sup>10°～30°の範囲が視覚的に最も重要な領域になるため、その範囲内に視対象があるようにします。



さらに、俯瞰景に仰角<sup>ギョウカク</sup>も加わると優れた眺望となります。これをコンケイブ景（眺望ポイントと視対象の間の空間が一度下がるような眺め）といいます。



### ④ 開放的であること。

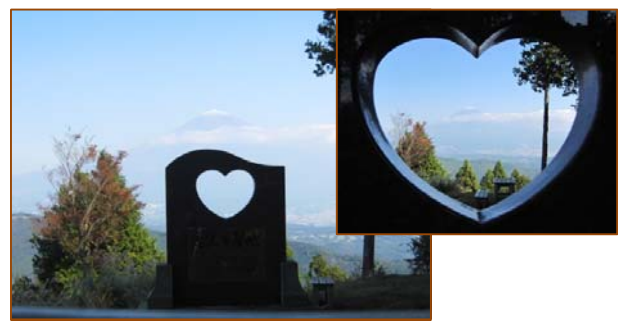
開放的な眺望とするには、視対象の範囲が視野（120°）より大きくなるようにします。視野より大きいと優れた眺望となります。

## (2) 歴史的背景、文化的背景等がある箇所

地域の産業、歴史、文化、神聖性等の地域の物語が感じられるような箇所がある場合には、それらを考慮します。



太宰治の碑がある眺望ポイント



恋人の聖地として親しまれている眺望ポイント

## 6 整備方法

視点近傍の空間（眺望ポイント）の状態は、視点に近いためその影響も大きく、その視点で得られる眺望の質を規定します。好風景が広がっていても、樹木や建物に邪魔されて見えないことはよくあります。逆に、視点近傍をうまくデザインすることによって風景をより印象的に見せることもできます。見えているもの全てを景観のために操作することは実用的な機能からいっても不可能であっても、視点近傍の空間は非常に操作性の高い部分でありますので、まずは視点近傍の空間の整備を行うようにしてください。

整備にあたり、眺望ポイントは一体的なデザイン（整備）となるようにし、各項目について、熟慮した上で整備（改善）してください。

### (1) 敷地

- ① 敷地については、むやみに造成等を行わず、できるだけ現状を生かします。
- ② 敷地の造成等を行う場合には、眺望ポイントは眺める箇所ですが、眺められる箇所でもあるため、周辺から目立たないように配慮します。

### (2) 柵

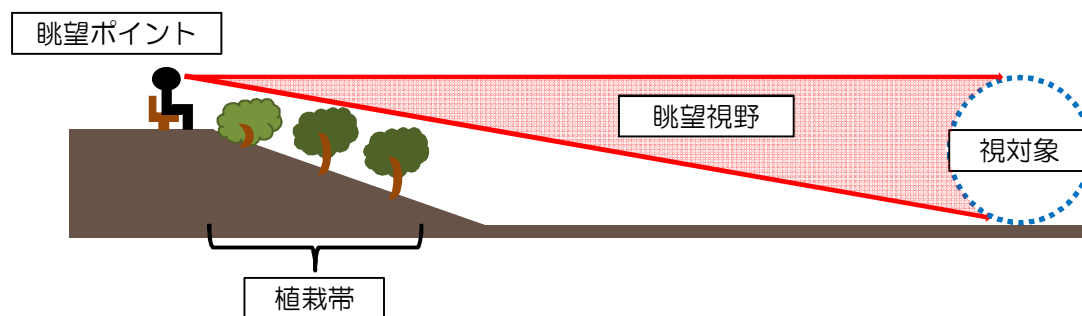
- ① 安全に配慮しながらも、敷地形状を生かしたり、緩やかな勾配とすることで柵は設けないようにします（撤去します）。



眺望ポイント（赤色部分）前は緩やかな勾配となっており、柵は設置されていません。

- ② 柵が必要な場合には、柵以外のものに代替できないかを検討します。

（例）低木等の植栽での代替え

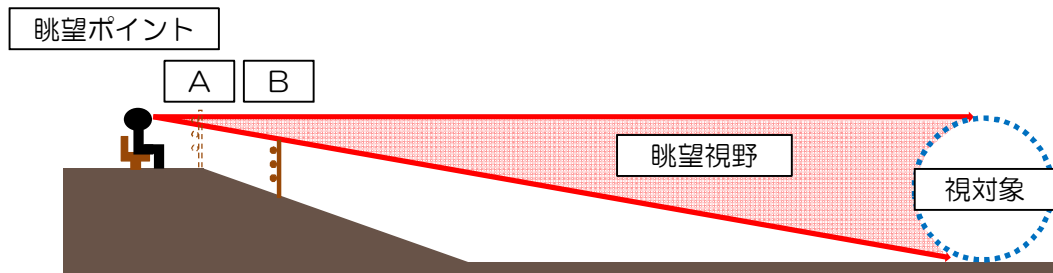


通常であれば柵が必要な斜面となるが、柵を設ける代わりに樹木等で代替えをしています。

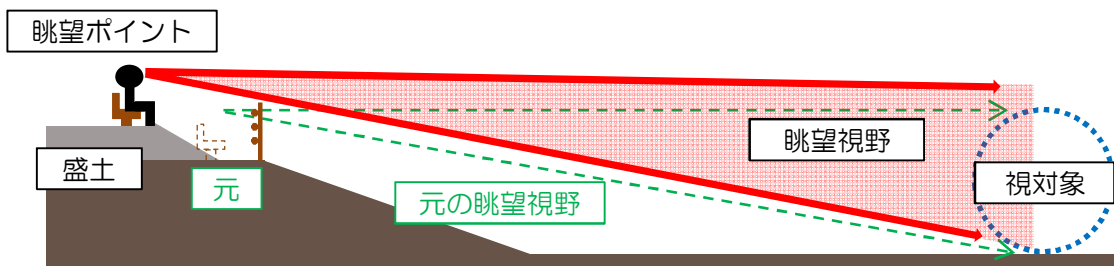
なお、植栽する際には、眺望視野内に入らないように（眺望阻害しないように）注意します。

また、樹木等が成長した際に、眺望阻害しないような樹種を選択する若しくは適切な維持管理を行っていくようにします。

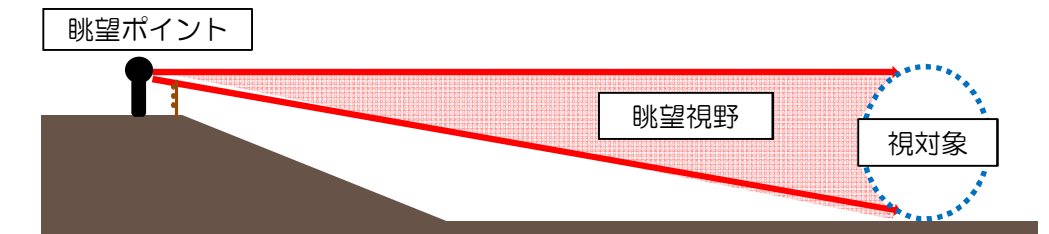
- ③ 柵を設ける（改善する）場合は、眺望阻害しないような位置（眺望ベンチに座った場合においても眺望を阻害しない）に柵を設置（移設）します。もしくは、柵が眺望阻害しないような高さとなるよう眺望ベンチの位置を工夫します。



Aの位置に柵を設置してしまうと、眺望視野内に入ってきてしまい眺望阻害となります。しかし、Bの位置に柵を設置しても、眺望視野内に柵が入ってこないため、眺望阻害になりません。



既に防護柵があり、急斜面で柵の撤去ができない場合には、眺望ポイント部分を盛土等して、柵を眺望視野外に外す方法もあります。

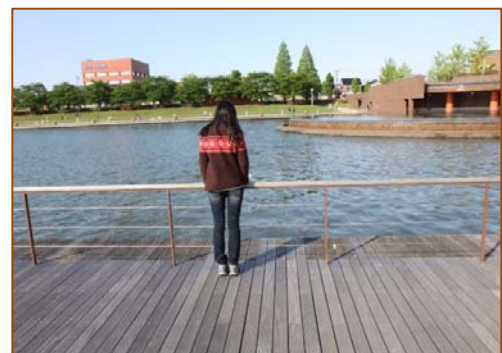


立って見るときでも、眺望を阻害しないような高さとなるようにします。

- ④ 上記のいずれも難しい場合には、全体的なバランスを考慮し、柵を設けるようにします。

※ 柵については、次の点に注意します。

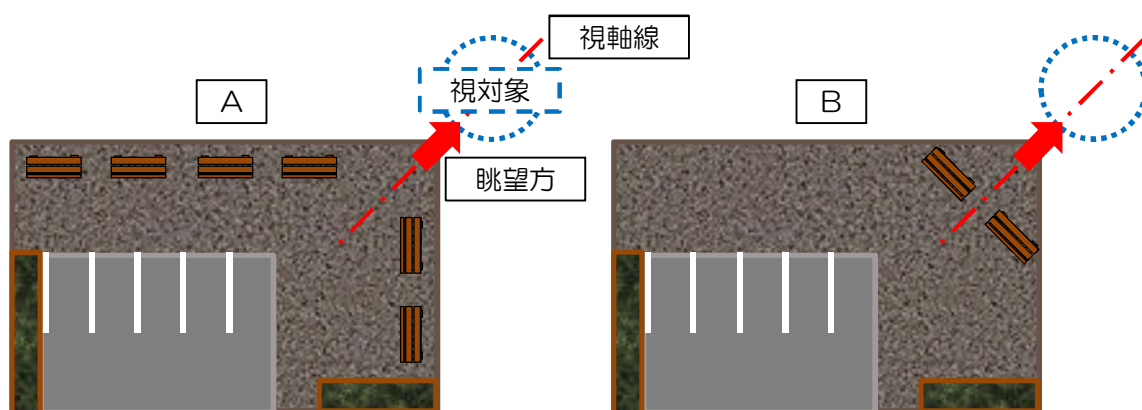
- 素材は周辺に調和したものとし、人が触れることに配慮します。
- 透過性に優れたもの（部材の太さや数等）とし、眺望を妨げないように配慮します。
- 色彩については周辺に調和したものとし、視対象に影響がないものとします。
- 同種、同色で連続させます。



透過性に優れたワイヤーの横棧で、笠木部分については、人が触れることに配慮したものとされています。

### (3) 眺望ベンチ

- ① 眺望側に向けて設置（移設）します。



新規整備の場合は敷地の使い方を熟慮して計画しなければなりません。既存眺望ポイントで既に図のような敷地があったときには、眺望ベンチの設置については、敷地形状に合わせてAのようにしがちですが、視対象に向けてBのように設置します。

- ② 座面高さは座りやすい高さとします。
- ③ 素材は、人が座ることから質感に配慮します。
- ④ 設置箇所、設置数（多すぎず少なすぎずに適当な数）は敷地の状況に合うように配慮し、周辺は、ゆったりと眺望を楽しめるようにします。
- ⑤ 色彩については周辺に調和したものとします。
- ⑥ 複数設置する場合には、同種、同色のものとします。
- ⑦ 眺望ベンチを設けない場合には、立って眺める場所をつくれます。



立って眺める場所の例

### (4) 眺望のための上屋

- ① 眺望のための上屋が必要かどうかを検討します。必要のないものは設けません（撤去します）。
- ② 設ける（改善する）場合には、設置位置に注意します。最もきれいに見える箇所は写真を撮ったりする場合等の時に邪魔になる恐れがあります。
- ③ 設ける（改善する）場合には、上屋内から視対象がきれいに見えるようにします。
- ※ 眺望のための上屋については、周辺に調和した素材、形態、意匠とします。比較的大きな人工物の設置となるので、十分な計画、配慮が必要です。

## (5) 眺望説明看板

- ① 看板が必要かどうかを検討します。必要のないものは設けません（撤去します）。



視対象は棚田。説明が不要であるため、眺望説明看板は設けられていません。

- ② 設ける（改善する）場合には、大きさと数は最小限とします。

- ③ 設ける（改善する）場合には、眺望を阻害しない位置や眺望視野を避けた高さにします。

看板を見ながら眺望を確認したい場合には、斜めに倒して設ける（水平も可）等の工夫をします。

- ④ 設ける（改善する）看板については、周辺に調和した素材、形態、意匠とし、できるだけシンプルでわかりやすいものとします。

また、眺望写真を看板内に掲示する場合は、大きさをできるだけ小さくします。（20cm×20cm以下とするのが望ましいとされています。）



眺望ポイントはデッキ部分なので、眺望説明看板は眺望視野から外れているが、仮に看板手前から眺めても、看板の高さが低く、傾斜しているため、眺望阻害になりません。



写真部分（赤枠）は20cm×20cm以下となっている。

## (6) 駐車場

駐車場自体については、舗装の是非を検討します。

基本的に、利用者数が多くなり、整備が必要になった場合は舗装等を行います。使用する舗装材については、周辺と調和するように配慮します。

また、駐車場と眺望ポイントの位置関係により、次のことを配慮します。



未舗装の駐車場の例

① 駐車場と眺望ポイントが一体となっている場合。

- (ア) 自然の地形を利用して、明確に分離できるようにします。
- (イ) 駐車場より眺望ポイントの地盤を高くして分離します。
- (ウ) 車止め、縁石等で分離します。



地形を利用して分離している例



段差をつけて分離している例

※ 分離に使用する人工物等については、周辺に調和した素材、形態、意匠とします。

② 駐車場と眺望ポイントが離れている場合。

- (ア) 両方を繋ぐルートは状況にもよりますが、安全に歩行できるようにします（歩行者用の通路部分設置等）。
- (イ) 駐車場から眺望ポイントへ向かうまでの演出について配慮します。
- (ウ) 両方を繋ぐルートが分かりにくい場合には適切な施設案内図や誘導看板を設置します。

※ 舗装材、施設案内図、誘導看板等の人工物を設ける場合には、周辺に調和した素材、形態、意匠とします。

(7) 眺望ポイントを示す名称看板

- ① 観光案内のパンフレットやホームページ等の媒体を用いて眺望ポイントを広く周知しますが、現地に看板がなければ眺望する場所を特定できない場合には設置の検討をします。場所の特定が容易な場合には設けません（撤去します）。
- ② 看板を設ける（改善する）場合には、来訪者からわかりやすい位置に設置（移設）します。ただし、眺望ポイント内に設置（移設）するものについては、眺望視野を阻害しないよう注意します。
- ③ 眺望説明看板以外の必要な看板と集合化させるようにします。
- ④ 内容はできるだけピクトグラム（参考資料1）を用い、シンプルなものとしします。

※ 看板については、周辺に調和した素材、形態、意匠とし、設置位置と数は十分に気をつけます。



眺望ポイントを示す案内（ピクトグラム）とその他の案内を集合化しています。



周辺に調和した素材、形態、意匠となっており、眺望阻害を起こさない眺望ポイントを示す名称看板となっています。

## (8) 眺望ポイントまで誘導する看板・施設案内図

- ① 施設内にある眺望ポイントや駐車場と眺望ポイントが離れている場合で、案内や誘導がなければ、わかりづらい箇所には看板の設置の検討をします。容易に眺望ポイントが分かる場合には設けません（撤去します）。
  - ② 看板を設ける（改善する）場合には、来訪者からわかりやすい位置に設置（改善）します。また、施設案内図には眺望ポイントとわかるよう明記します。
  - ③ 眺望解説看板以外の必要看板と集合化させるようにします。
  - ④ 内容はできるだけピクトグラム（参考資料1）を用い、シンプルなものとしします。
- ※ 看板については、周辺に調和した素材、形態、意匠とし、設置位置と数は十分に気をつけます。

## (9) その他の看板

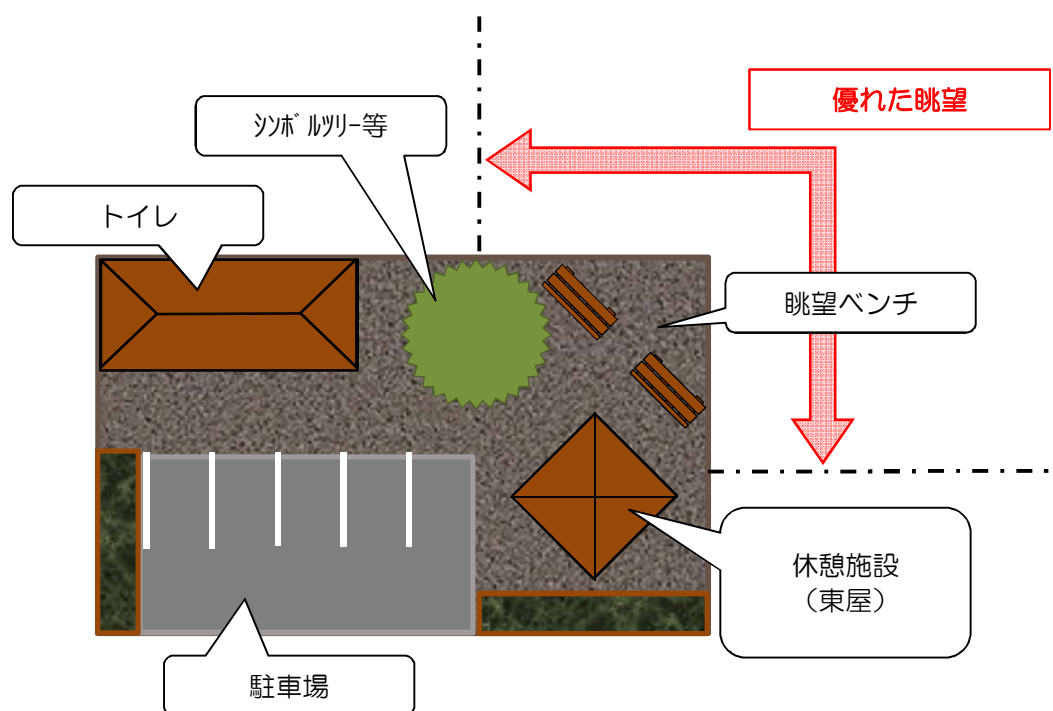
- ① 設置する（設置されている）看板が本当に必要なものかどうか、設置しない方法はないかの検討を行います。看板個体での検討の他に、敷地全体のバランスを考慮した上（同一内容の看板は必要最低数とする、同一内容の看板は近くに設置しない等）で判断します。必要でない判断される看板については設けません（撤去します）。
  - ② 検討の結果、必要だと判断される看板については、眺望視野を避けて設置（移設）します。
  - ③ 看板はピクトグラム（参考資料1）を用いる等できるだけシンプルなものとし、眺望説明看板以外の必要な看板と集合化します。
- ※ その他の看板については、周辺に調和した素材、形態、意匠とし、設置位置と数は十分に気をつけます。



眺望説明看板、眺望ポイントを示す名称看板以外の看板（注意喚起看板等）が集合化されていて、さらにピクトグラムを使用している。

## (10) 休憩のためのベンチや上屋、トイレ等

- ① 設置する（設置済み）施設が必要かどうかを検討をします。設置者の意向でなく、利用者側の立場に立って考えます。必要ないと判断されるものについては、設置しません（撤去します）。
- ② 必要と判断される施設等は眺望視野内に設けず（移設）、周辺に調和した素材、形態、意匠等とします。壁面、階段等に子供うけする絵等は描きません。また、眺望する人の立場に立って、眺望が美しく見えるように工夫したり、眺望時の快適性を配慮したり、利用しやすさ等を考えて整備（改善）します。



## (11) 照明設備

夜景が美しい箇所については、安全に眺望できるように、必要に応じて照明設備を設けます。設置する場合は、周辺の環境や土地利用状況に配慮するとともに、明るさや照明色、照度範囲について夜景の眺望の阻害とならないように十分注意します。

## (12) 管理銘板

整備（改善）された施設等には管理銘板を設けます。管理の所在を明らかにし、いつ頃設置されたかを明記しておくことは重要です。

銘板の内容は、施設管理者名と施工年程度とし、目立たない形態意匠、設置箇所とします。



管理銘板が目立たない大きさや色彩で設置されている例。



## 7 眺望視野内における施設等の周辺調和と美観向上

眺望視野内に公共施設等の既存の構造物がある場合には、視対象が美しく見えるように周辺との調和に配慮します（改善します）。

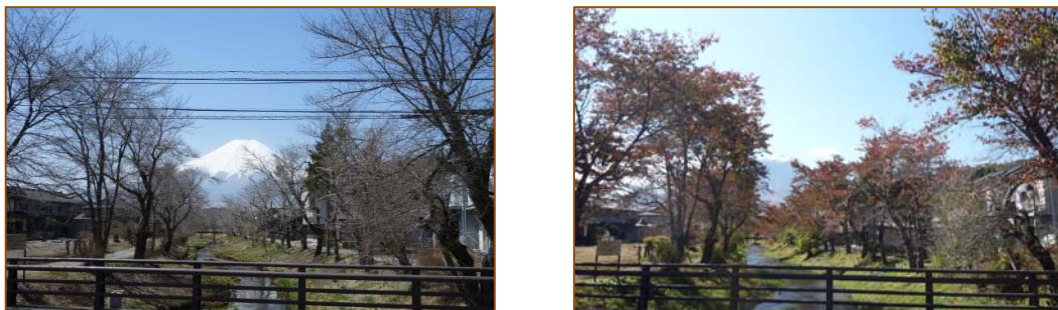
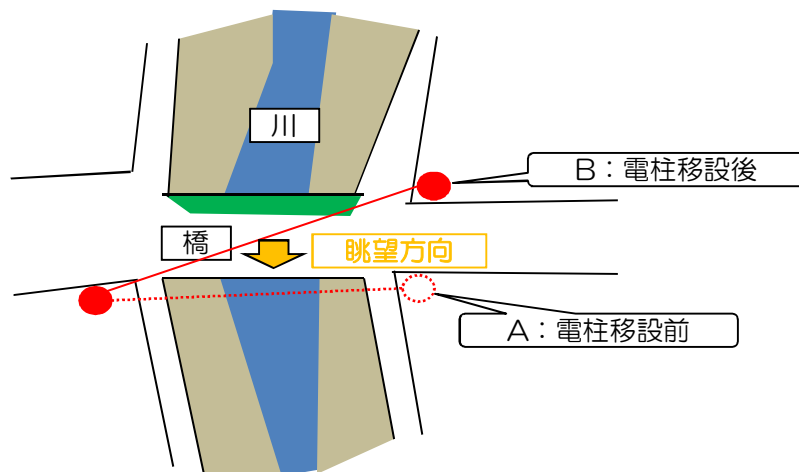
### (1) 電線

電線が眺望視野内にある（特に視対象に重なっている）場合には、電線の地中化をします。地中化が困難な場合には、配線ルートを変えます。



左は眺望視野内に電線があり眺望阻害を起こしているが、右は阻害されていない。

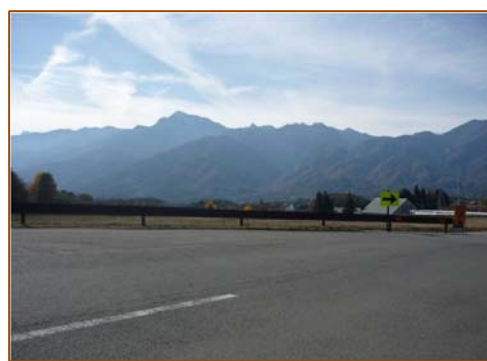
#### ※ 配線ルートを変えた事例



電柱移設前（A）に見る場所（緑色）から見た状況は左の写真です。電柱をBの位置に移設して配線ルートを変えただけで右の写真のように見えるようになり、眺望阻害を解消しました。

## (2) ガードレール・ガードパイプ

- ① 眺望視野内にある場合、その箇所に必要かどうか、設置しない方法はないかの検討をします。必要ないと判断されるものについては、撤去します（設置しません）。
  - ② 必要と判断される場合には、安全性に配慮した上（反射板設置等）で設けます。反射板についても景観に配慮したものとします（形態、意匠、設置数等）。
  - ③ ガードケーブルが可能かどうかの検討をします。他の方式より透過性が高く、眺望阻害率が低くなると同時に、周辺に溶け込みやすくなります。
  - ④ ガードケーブルが難しい場合はガードパイプが可能かどうかの検討をします。
  - ⑤ 上記いずれも難しい場合には、ガードレールとします。
- ※ いずれの方法についても、周辺に調和した色彩とします。



視対象は南アルプス連峰で、左は白色のガードレールが山より目立ってしまっていますが、右は山が目立つように茶色のガードレールにしており、景観に配慮されています。

## (3) 構造物（設備含む）

- ① 構造物等も視対象となるかならないかを判断します。
- ② 視対象とならない構造物等で眺望視野内にあるものについて、撤去できるものがあれば撤去します。
- ③ 視対象とならない構造物等で撤去できない場合には、眺望視野を避けた位置に設置（移設）します。
- ④ ②、③のいずれも不可の場合には、構造物等の色彩が周辺と調和するようにします。

## (4) 仮設物

- ① 眺望視野内にある仮設物で撤去できるものがあれば撤去します。
- ② 撤去できない場合には、眺望視野を避けた位置に設置（移設）します。
- ③ 上記のいずれも難しい場合には、仮設物の色彩が周辺と調和するようにします。



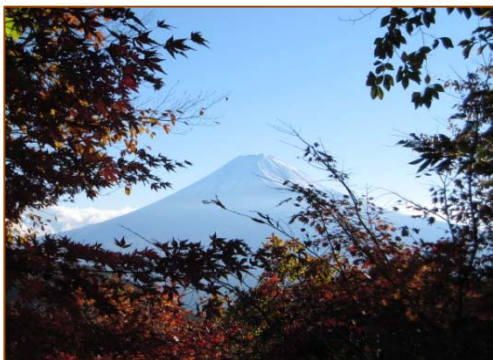
左は周囲に調和しない色彩だが、右は周囲に調和した色彩となっている。

## 8 維持管理

公共眺望ポイントは日頃の適切な維持管理を行い、次のような事例が生じないように注意します。

また、既に生じている場合には、早急に改善します。

### (1) 樹木



樹木による眺望阻害を起こしています。  
必要な範囲の伐採や枝打ち等を行います。

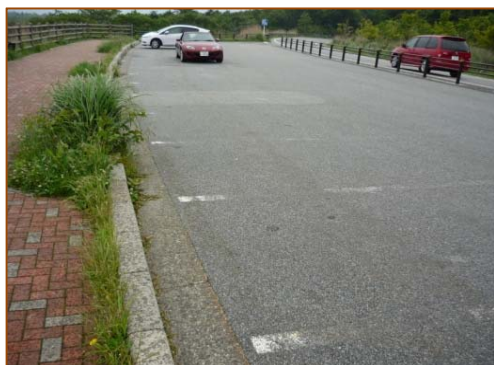
### (2) 安全面



転落防止柵が破損しています。



車止めが破損しています。



駐車区画線が消失しています。



展望台の構造劣化が進んでいます。

### (3) ベンチ



ベンチが破損しています。

(4) 看板類



看板が劣化しています。

(5) その他



休憩施設の屋根が破損しています。



枯葉、落石等により通路が機能障害を起こしています。



雑草によりベンチが機能障害を起こしています。



落書きがあります。



ゴミが散乱しています。

## 9 広報

(1)、(2)のいずれかの要件にあうもので、広く周知したいものについては、「富士の国やまなし観光ネット」等で公共眺望ポイントとして紹介することができます。

なお、管理状況により紹介を取り止めることもあります。

**※「富士の国やまなし観光ネット」問い合わせ先：観光部 観光振興課 広域振興担当**

(1) 次の条件を全て満たすものとします。

- ① 公共眺望ポイントまで自動車等で気軽に行けるものとします。なお、自動車等で気軽に行けるものの目安は、駐車場から徒歩10分程度の距離に公共眺望ポイントがあるものとします。
- ② 新規整備、既存再整備に沿ったもので、維持管理状況が良好なものとします。
- ③ 観光振興課と美しい県土づくり推進室との協議により、紹介することが妥当だと判断されたものとします。

(2) (1)以外で、「おもてなし森林景観創出事業」において、景観整備を行ったものとします。

**※「おもてなし森林景観創出事業」問い合わせ先：観光部 観光資源課 資源管理担当**

## 10 相談窓口

(1) 公共眺望ポイント全般

県土整備部 県土整備総務課 美しい県土づくり推進室

TEL：055-223-1325 FAX：055-223-1857

メール：kendosui@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 広報「富士の国やまなし観光ネット」

観光部 観光振興課 広域振興担当

TEL：055-223-1557 FAX：055-223-1558

メール：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp

(3) おもてなし森林景観創出事業

観光部 観光資源課 資源管理担当

TEL：055-223-1576 FAX：055-223-1670

メール：kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp

公共眺望ポイント整備ガイドライン

制定：平成26年 4月 1日

◇ ワーキンググループメンバー

森林環境部 森林環境総務課

みどり自然課

県有林課

治山林道課

観光部 観光振興課

観光資源課

農政部 耕地課

県土整備部 道路整備課

道路管理課

治水課

都市計画課

美しい県土づくり推進室